



ニシキセタカガメ



モエギハコガメ

撮影／川添宣広

2023年2月23日 種の保存法の

国際希少野生動植物種が追加・変更されました！

- ❗ これらの種の譲渡し等は原則禁止されています。
- ❗ 適法に入手された個体等は、あらかじめ登録の上、譲渡し等を行うことができます。
- ❗ 譲渡し等は、登録票とともに行う必要があります。

種の保存法での譲渡し等の規制

希少野生動植物種に指定された動植物の譲渡し等は原則禁止です。ただし、国際希少野生動植物種は、要件を満たす場合、登録を受けることにより、譲渡し等が可能になります。

譲渡し等の禁止（法第12条）



販売・頒布目的の陳列、広告禁止（法第17条）



生体、はく製だけでなく、種によっては羽、牙等の器官、毛皮やバッグ等の加工品も含まれます。



登録ができない場合は、終生飼育等、他の人に譲り渡すことなく、大切に管理いただくようお願いします。

お問い合わせ先

▼譲渡し等の規制及び手続きについて

<https://www.env.go.jp/nature/kisho/kisei/species/trade/index.html>

▼種の保存法について

環境省自然環境局野生生物課

代表

03-3581-3351

▼登録手続きについて

一般財団法人自然環境研究センター（登録機関）

03-6659-6018

（土日祝日を除く平日10時～17時）

2023年2月23日に変更された種

種の保存法ではワシントン条約附属書Iに掲載された種を国際希少野生動植物種として指定しています。第19回ワシントン条約締約国会議で附属書I掲載種が変更されたことを受け、国際希少野生動植物種を変更しました。

追加された種		学名	(参考)和名等	登録時に個体識別措置が必要なもの
鳥 類	ひよどり科	<i>Pycnonotus zeylanicus</i>	キガシラヒヨドリ ※規制開始は2023年11月25日	○
	とかげ科	<i>Tiliqua adelaidensis</i>	アデレードアオジタトカゲ	—
爬虫類	いしがめ科	<i>Batagur kachuga</i>	ニシキセタカガメ	○
	いしがめ科	<i>Cuora galbinifrons</i>	モエギハコガメ	○
	どろがめ科	<i>Kinosternon cora</i>	キノステルノン・コラ	○
	どろがめ科	<i>Kinosternon vogti</i>	キノステルノン・ヴォグティ	—
	すっぽん科	<i>Nilssonina leithii</i>	リーススッポン	○

削除された種		学名	(参考)和名等
哺乳類	リス科	<i>Cynomys mexicanus</i>	メキシコプレーリードッグ
爬虫類	ボア科	<i>Epicrates inornatus</i>	バヴァチボア

※ *Alouatta coibensis* (コイバホエザル) は国際希少野生動植物種 *Alouatta palliata* (マントホエザル) に統合された。

※ *Falco peregrinoides* (アカエリハヤブサ) は国際希少野生動植物種 *Falco peregrinus* (ハヤブサ(注：一部亜種を除く)) に統合された。

種の保存法における規制対象種一覧

<https://www.env.go.jp/nature/kisho/aces-format.html>

登録を受けたら

譲渡し等には登録票が必要です。
登録票の管理も必要です。
譲渡し等・陳列・広告を行う際のルールを守りましょう。

■登録票の管理等

- 個体等の譲渡し等は登録票とともにする。
- 譲受けをしたら、30日以内に届出をする。
- 登録個体等を占有しなくなったら、30日以内に登録票を返納する。

■陳列について

- 販売又は頒布目的の陳列には、登録票を備え付ける。

■広告について

- 販売又は頒布目的の広告には、登録記号番号・登録年月日、登録の有効期間の満了日(生体のみ、登録年月日から5年)を表示する。



罰則について

登録がされていない個体等の譲渡し等には、厳しい罰則があります。

違法な譲渡し等

- 個人 5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金、又はこれの併科
- 法人 1億円以下の罰金

違法な陳列又は広告

- 個人 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
- 法人 2,000万円以下の罰金

登録の手続き

登録要件を満たすことを確認した上で、登録機関に連絡しましょう。

■登録できるのは

- 登録された個体どうして繁殖させた個体等
 - 規制適用日前に合法的に国内で取得した個体等
 - 関税法の許可を受けて輸入した個体等
- ※ 生きた個体等の場合、一部の種を除き、個体識別措置が必要です。(マイクロチップの挿入または足環の装着(鳥類のみ))

■登録申請の方法は

- 以下の書類等が必要です。
- 登録申請書
 - 登録を受ける個体等の写真
 - 入手経緯を証明する書類など

まずは
お電話ください

